

このプリントは、保存して台風時等に確認してください

平成29(2017)年4月19日

保護者の皆さま

茨木市立郡山小学校  
校長 新海 理丘

## 自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

### 【地震発生時の措置】

震度5弱以上の地震が発生した場合  
・始業前に発生 臨時休校  
・授業中に発生 授業中止  
(状況により学校待機、保護者へ引き渡し)

震度5弱未満の地震が発生した場合  
学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

### 【気象警報発令時の措置】

茨木市(北大阪)に『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合だけ、次の措置をとります。

午前7時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が発令されている場合  
自宅待機

午前9時までに『暴風警報』または『特別警報』が解除された場合  
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら登校  
給食はあります

午前9時の時点で、『暴風警報』または『特別警報』が引き続き発令されている場合  
臨時休校(登校させずに、ご家庭で安全にすごすようにしてください)

登校後に『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。